## 学校感染症による出席停止について

大紀町立大宮小学校長

◆医師により、学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により、**出席停止**扱いとなり登校できません。医師の指示に従い、登校しても良い日を聞き取り、その日まで自宅療養等をさせてください。

\*出席停止期間は、欠席扱いになりません。

- ①医師から感染症と診断された場合、必ず学校にご連絡ください。
- ②医師の指示を受け、下記「出席停止証明書」を保護者の方でご記入いただき、登校時に必ず提出してください。
- ③新型コロナウイルス感染症もインフルエンザと同様になります。これまでの濃厚接触者という定義はなくなりました。

病 名	出 席 停 止 の 期 間						
インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで						
	*インフルエンザの出席停止期間については別紙をご覧ください。						
新型⊐ロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するま						
	を基準とする。無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過する						
	までを基準とする						
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで						
麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで						
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで						
風しん(3日ばしか)	発疹が消失するまで						
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで						
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで						
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで						

学校長 様

1 1/2	1/3/									
	出席停止証明				*保護者の方で記入してください					
●児童生徒名	年	番	名前							
●病 名(診断名)					(イ:	ンフルエンザ	について	ま型も記	入)	
●出席停止期間 (医師の指示)	令和	年	月	日	~	<u>令和</u>	年	月_		<u>日</u>
	受診した医療機関						令和	年	月	日
			保訓	蒦者名						

<sup>\*</sup>感染の恐れがなくなり登校する時に、封筒などに入れて学校に提出してください。